

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針 新旧対照表

改正後	改正前
大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針 令和３年２月１日策定 令和３年７月30日策定 令和６年10月１日改正 令和７年４月１日改正 令和８年７月28日改正 第２ 各種学校の設置認可 ３ 資産等 (2) 第１の７(1)にかかわらず、就学者の年齢層が概ね幼稚園から高等学校までの就学年齢に相当する外国人児童・生徒を対象とした新たに本府で認可を受ける外国人学校であり、本国政府又は教育課程を評価する公的機関等から、教育を行う施設としての認可等を受け、その内容を遵守した教育が実施され、次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができる。 → 「本国政府又は教育課程を評価する公的機関等から、教育を行う施設としての認可等を受け」とは、IB（国際バカロレア認証）、WASC（ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ）、その他公的機関等から教育課程や教育を行う施設としての認証等を受けているもの又は本国政府の指定、認証等を受けているもの。日本語教育施設や国家資格養成施設等の教育施設は除く。	大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針 令和３年２月１日策定 令和３年７月30日策定 令和６年10月１日改正 令和７年４月１日改正 【追加】

改正後	改正前
第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可 第1の3ただし書、5、6、8及び9並びに第2の3を準用する。 この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える。 → 収容定員の増員と減員を同時に行うことで学校の総定員が変わらない場合であっても、収容定員の変更にあたることに留意すること。	第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可 第1の3ただし書及び5から9までを準用する。 → 収容定員の増員と減員を同時に行うことで学校の総定員が変わらない場合であっても、収容定員の変更にあたることに留意すること。